令和５年度　島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況

提言・要望事項			回答コメント
１．地域共生社会の実現に向けた基盤の強化			
	（１）	全市町村での包括的支援体制の構築に向けた支援 【概要】 島根県内において、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築が図られるよう「重層的支援体制整備事業」の積極的実施に向けた県域支援体制の強化を要望します。	○地域住民が抱える複雑化、多様化した生活課題を解決していくために、包括的な支援体制を構築していくことは重要なことと考えております。 ○包括的な支援体制の構築にあたっては、市町村の規模等、実情に応じた形で行われるべきものと考えますが、令和３年度に創設された「重層的支援体制整備事業」は、ひとつの有効な方策であります。 ○県としては、「重層的支援体制整備事業」の活用が図られるよう、県社協と連携して市町村や市町村社協等の職員を対象とした研修会の開催等に取り組むとともに、必要な情報提供や先進事例の紹介を行うなど、市町村への支援と働きかけを行ってまいります。 ○市町村への働きかけにあたっては、関係課が足並みをそろえて行う必要があることから、庁内での連携をより深めてまいります。
	（２）	交流拠点としての「子ども食堂」の設置促進 【概要】 地域の交流拠点としての「子ども食堂」の設置促進に向けた支援強化を要望します。	○県では、子ども食堂は、子どもの体験の場、食事の場、学習支援の場など「子どもの居場所」として大切であり、これを充実することが重要だと考え、令和３年度から子ども食堂のネットワークづくりや開設経費への支援を実施しております。 ○各市町村に対しても、子ども食堂を始めとする子どもの貧困対策への理解を深め、情報共有を図ることを目的に、担当者会議等を開催し、支援に向けた働きかけを行っております。市町村社協におかれても、市町村への働きかけを行っていただきますようお願いします。県としては、今後も引き続き支援強化への働きかけを行い、全県的な支援体制の充実を図ってまいります。 ○併せて、「子どもの居場所創出支援事業費補助金」の活用が進むよう、市町村と連携しながら広報・周知に努めてまいります。また、申請要件の緩和については、市町村や関係者の意見を聞き、活用状況をみながら検討してまいります。 ○「子ども食堂サポート事業」の実施により、県内のネットワーク形成が進みつつあると認識しております。県としても、様々な広報媒体を活用し、県社協と連携しながら事業の更なる周知に努めてまいります。 ○なお、原油価格・物価高騰の影響を考慮し、令和４年９月補正予算において、子ども食堂の運営経費への支援を行うことといたしました。

提言・要望事項			回答コメント
２．総合的な権利擁護体制の確立			
	（１）	地域における成年後見制度の利用促進に向けた支援強化 【概要】 成年後見制度の利用促進に向け、市町村等における取組実態を把握し、市民後見人および法人後見等の担い手育成への支援強化を図るとともに、県内全域での中核機関の早期設置に向けた積極的な支援を要望します。	○成年後見制度の利用促進を図っていくことは、認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方の権利や財産を守るために、重要なことであります。 ○権利擁護体制の構築については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や、国が定めた「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の趣旨を踏まえ、各市町村の状況に応じて、必要な体制構築に向けた取組が行われております。 ○県では、家庭裁判所や専門職団体等の関係機関と連携しながら、市町村への支援に取り組んでいるところであり、制度がより使いやすいものとなるよう、今年度、新たに設置した県の協議会等において市町村の取組状況や後見業務の担い手の状況などの実態を把握の上、市民後見人等、新たな担い手の育成や市町村における中核機関の早期設置に向け、必要な支援を行ってまいります。
３．福祉人材の確保・育成・定着の対策強化			
	（１）	島根を支える「福祉・介護人材」確保方策の強化 【概要】 島根県における「福祉・介護人材」確保のための一層の取り組み強化を要望します。	＜福祉・介護人材確保策に県独自の事業展開の強化＞ ○福祉・介護人材の確保については、喫緊の課題であり、第８期介護保険事業支援計画においても、あらたに章立てし、推進しております。 ○介護人材の確保については、介護職のイメージアップ、多様な人材の確保・育成、人材の定着に加え、ＩＣＴ等の導入による業務負担軽減などの４つの柱で人材確保を進めております。 ○引き続き、現場の状況も確認しながら、施策の推進、充実に努めてまいります。 ＜県関係部局や就職支援機関等の相互の情報共有体制の強化＞ ○県では、介護人材を取り巻く状況や、福祉・介護人材の確保策等について、福祉・介護人材確保推進会議を設け、県内の福祉団体、高等学校、介護福祉士養成施設のほか、就職支援機関からも、島根労働局や職業安定所等にも参画いただき、意見交換や情報共有を行っております。 ○また、人材の参入や県外転出者の呼び戻しの促進などについては、「島根を創る人づくりプロジェクト」として、全庁で取組を進めており、プロジェクトの取組内容や提供可能な情報については、推進会議等の場を通じて共有していきたいと考えております。 ○一方で、福祉の魅力発信のためには、事業者、関係団体等のサポートが必要であり、協力して取り組んでいきたいと考えております。

提言・要望事項			回答コメント
４．災害福祉支援活動の強化に向けた体制整備			
	（１）	災害福祉支援活動の総合拠点「しまね災害福祉支援センター」の新設 【概要】 頻発する自然災害に対して切れ目のない支援を効果的に展開するため、令和５年度から常設の「しまね災害福祉支援センター」を島根県社協に設置し、その運営に係る費用に対する公費負担を要望します。	○災害時に必要とされる福祉的支援活動に向けて、情報共有や人材育成、関係機関のネットワーク構築など、平時からの備えを行っていくことは重要なことであります。 ○併せて、「災害ケースマネジメント」による寄り添い型の支援は、生活弱者の生活再建を支える重要な取組であり、県の地域防災計画においても環境整備に努めるとされていることから、今後、県の関係部局（防災部・健康福祉部）と島根県社会福祉協議会が連携して、市町村へ普及を図っていく必要があります。 ○これらの取組を含めた本県の災害福祉支援活動を総合的にコーディネートする「しまね災害福祉支援センター」の設置については望ましいことであり、市町村の動向も見ながら、引き続き、県の果たすべき役割や支援等について検討してまいります。
	（２）	全市町村での個別避難計画の早期策定と福祉避難所の環境整備 【概要】 災害発生時、障がい者・高齢者など避難行動要支援者・災害時要配慮者が、安心して福祉避難所を利用できる体制と環境の整備を提言します。	＜個別避難計画＞ ○令和３年５月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、要介護度の高い方などについて、概ね５年程度で作成に取り組むこととされました。 ○個別避難計画の作成が進まない要因としては、新型コロナウイルスによる影響のほか、計画の作成にあたり協力が必要とされる福祉専門職や地域の方々との調整に時間を要するといった事情があると聞いております。 ○このため、県としましては、市町村防災部局のほか福祉部局や福祉専門職の方々にも参加いただく研修会の開催や、県内外の好事例の共有、国のモデル事業への参加の呼びかけなど実施しております。 ○今後も、市町村の取組状況を随時把握し、取組の支援を行ってまいります。社会福祉協議会の皆様には、引き続き、ご協力をお願いします。 ＜福祉避難所＞ ○これまで、災害時の福祉避難所の開設や運営方法などを習得するため、研修会を開催し、市町村の支援を行ってきたところです。 ○令和３年５月の災害対策基本法の改正により、市町村が福祉避難所を指定する際、受入を想定していない被災者等が避難してくることがないよう、受入対象者を特定し、公示できる制度が創設されたことから、今年度は、より実効性の高い避難所設置・運営に向けて、市町村の職員のほか、実際に福祉避難所の運営に携わる施設管理者を対象にした、福祉避難所運営マニュアルを策定する実務研修を計画しております。 ○今後も、市町村と連携し、福祉避難所運営マニュアルの策定に向けた取組が促進されるよう、必要な支援をしてまいります。